

パブリック・コメントでいただいたご意見の要旨と本市の考え方

資料1-2

項番	計画素案の関連頁	関連項目等	ご意見の要旨	ご意見に対する本市の考え方
1	P.7	第1章 2(5) 社会福祉協議会の地域福祉活動推進計画との関係	「理念」を具現化する施策の方向性を、行政、社会福祉協議会との間でしっかりと整理し、基本計画に何を重点施策として打ち出すのか示してほしい。	本市と大阪市社会福祉協議会（市社協）は、地域福祉を推進していくにあたり相互に連携・協働しており、本計画と市社協の「大阪市地域福祉活動推進計画」も策定にあたっては相互に理念・方向性を共有しており、それぞれの取組を着実に進めてまいります。
2	P.7・8、146	第1章 2(5) 社会福祉協議会の地域福祉活動推進計画との関係	社会福祉協議会の項に地域福祉推進の中心的な担い手であると記載されているが、社会福祉法第4条によれば中心的な担い手は「地域住民等」なのではないか。	ご意見のあった社会福祉法第4条において、地域福祉の推進に努めることとされている「地域住民等」とは、同条第2項で「地域住民」と「社会福祉を目的とする事業を営む者」及び「社会福祉に関する活動を行う者」と定義されています。 社会福祉協議会は「社会福祉を目的とする事業を営む者」及び「社会福祉に関する活動を行う者」が参加する「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」とされていることから、本市域内においても大阪市・区社会福祉協議会は、地域住民や他の事業者・活動者と相互に協力して、その推進に努めていくものと考えております。
3	P.14・15、119	第2章 1(2) 市民の意識と活動の状況	地域福祉実態調査の「生活する上での困りごと、悩み、不安」の設問で、多くの方が感じていると回答した「老後のこと」「経済的なこと」「健康のこと」に関する記載がないのはなぜか。	本市で実施している地域福祉実態調査において、昨今の状況を踏まえ、本計画で取り扱うケアラーの状況や孤独・孤立の実態に関する項目を追加しており、その内容を説明しています。 「あなたやご家族の健康のこと」「あなたやご家族の老後のこと」「収入など経済的なこと」への対応は重要な事項ではありますが、本計画においてはデータの紹介にとどめています。
4	P.24	第2章 2(1) 国の動向を踏まえた本市の方針	「断らない相談」の推進はとても大切である。	相談者が抱える課題を広く受け止める「断らない相談」の推進については、生活困窮者自立支援制度を通じて取り組むこととしており、本人の状況やニーズに応じてさまざまなサービスへつなぐ取組を引き続き推進してまいります。
5	P.25	第2章 2(1) 国の動向を踏まえた本市の方針	「参加支援」は大事なことである。	社会とのつながりを作るための支援である「参加支援」は、包括的相談支援体制の整備を進めるための地域づくり、相談支援体制づくりの両面において重要であり、本計画においてもその視点をもって取り組んでまいります。
6	P.24～26、80	第2章 2(1) 国の動向を踏まえた本市の方針 第3章 4 計画の基本目標	施策の方向性等で2つの基本目標を支える前提の「包括的な支援体制」の構築に触れておらず、行政と社会福祉協議会、市民及び地域づくりや相談支援体制づくりを支援するイメージが示されていない。	本計画では、包括的な支援体制の整備について、第2章で国の動向を踏まえた本市の方針を定め、第3章で2つの基本目標ごとに施策の方向性や重点的な取組を整理したうえで、第4章で具体的な取組をお示ししています。

項番	計画素案の関連頁	関連項目等	ご意見の要旨	ご意見に対する本市の考え方
7	P.37、43	第2章 3 各区の取組状況 第3章 3 基本理念の考え方	基本理念に、人権課題や部落問題の解決を位置づけ、各区での計画改定においても人権協会等との協議や意見交換など当事者の意見が尊重されるよう取り組まれない。	本計画では、基本理念の、特に大切な視点の一つとして「人権尊重の視点」を掲げており、特定の人を排除する社会は弱くもろい社会であるという考え方のもとに、一人ひとりの人権が尊重され、すべての人が共に生き、共に暮らすことができる地域づくりをめざしています。 また、各区計画の策定にあたっては、「地域福祉推進の主役である住民やさまざまな活動主体の意見を丁寧に聴き、地域と行政が一体となって地域福祉計画を策定することができるよう配慮する。」こととしており、各区の実情に応じた手法により取り組んでいます。
8	P.42	第3章 2 基本理念	基本理念「だれもが自分らしく安心して暮らし続けられる地域づくり」が、とても大切だと思う。この基本理念に添って地域づくりが出来るよう進めてほしい。	本計画における「基本理念」は各区や各福祉分野におけるさまざまな計画と共有しており、今後も本計画の基本理念に沿った地域福祉の推進に取り組んでまいります。
9	P.26、45、80	第3章 3 基本理念の考え方 第4章 基本目標 2 1 相談支援体制の充実	厚生労働省の隣保館運営設置要綱や2018年3月におこなわれた社会・援護局関係主管課長会議の資料などを踏まえ、今後実施される重層的支援体制整備事業など、地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制の中に隣保館を明記されたい。	本計画の策定にあたっては、厚生労働省から示されている各種の通知や資料を参考としております。 本市における包括的支援体制の整備を進めていくにあたっては、本計画の特に大切な視点の一つである「多様な主体の協働（マルチパートナーシップ）の視点」にもあるように、地域において活動するさまざまな主体と行政が連携・協働していくことが重要であり、地域の社会資源である隣保館もそうした活動主体の中の一つと考えております。 地域の社会資源はさまざまであり、あらゆる活動主体との協働が想定されますことから、特定の活動主体に限定されない表現が計画に望ましいと考えております。
10	P.26、45、80	第3章 3 基本理念の考え方	相談支援体制づくり（総合相談）や社会参加に向けた支援、地域の見守りといった活動について、民営の隣保館の実践事例を掲載されたい。	
11	P.27、45	第3章 3 基本理念の考え方	多様な主体の協働（マルチパートナーシップ）の視点「地域住民、地域団体や関係機関、社会福祉施設、NPO、企業、学校等の多様な民間活動の実施主体」のなかに、司法書士または法律専門職といった文言を盛り込んでいただきたい。	「多様な主体の協働（マルチパートナーシップ）の視点」は、本計画に基づく取組を進めるうえで特に大切な視点の一つです。 本計画における「住民、地域団体、NPO、社会福祉事業者、企業等のさまざまな活動主体」との記載は、協働する団体等を限定するものではなく、あくまで例示として記載しているところです。
12	P.43、155・156	第3章 3 基本理念の考え方	障害者差別解消法、ヘイトスピーチ解消法、部落差別解消推進法の人権三法について本文中に記載すべき。また「LGBT理解増進法」についても触れてもらいたい。	本計画では、地域福祉計画策定の根拠法である社会福祉法をはじめ、すべての関係法令をP.146以降に掲載しておりますが、いただいたご意見を踏まえ、「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律（LGBT理解増進法）」について追記いたします。

項番	計画素案の関連頁	関連項目等	ご意見の要旨	ご意見に対する本市の考え方
13	P.17	第3章 4 計画の基本目標 第2章 2(3) 児童福祉法等の改正 第2章 1 コラム 民生委員・児童委員	妊産婦、産後は孤立しやすい時期であり、地域で気かけられる仕組みがあると良い。	本市においては、保健福祉センターを中心に、全ての妊産婦・子育て世帯・子どもへ一体的に相談支援を行っています。また、地域においては民生委員・児童委員による、妊産婦・ひとり親家庭などの状況把握、ニーズに応じた情報提供、相談に応じた助言、声かけや見守りといった取組が行われています。 【P.17「民生委員・児童委員」に記載】
14	P.50、53、118	第3章 4 計画の基本目標 第4章 基本目標 1 1 住民主体の地域課題の解決力強化と見守り活動の充実	町会未加入者や、隣近所と付き合いがない人が増えている。 「地域福祉活動の参加者が約7%」という結果が示すように、出来るだけ他人と関わらない生活を望む方が多くなっているのではないかと。 地域づくりよりも、公的制度の充実等が必要であると考えます。	本市の実施した地域福祉実態調査によれば、地域福祉活動に「現在も参加している」方は6.6%である一方、地域福祉活動に「関心がある」「ある程度関心がある」と回答した方は57.6%でした。また、「地域福祉活動に参加しなかった理由」は、「時間がないから」「参加するきっかけがないから」「参加の仕方がわからないから」が上位となっています。 これらのことから、地域福祉推進の取組として「ながら見守り」や短時間でできる活動、地域福祉活動への寄付など、さまざまな参加形態があることの周知啓発や、参加しやすい活動事例の情報について、ICTも活用しながら、情報発信や情報提供をしていくことが必要であると考えています。 また、本計画においては、地域づくりと、公的制度を含む相談支援体制づくりの両面から地域福祉の取組を推進していくこととしています。 【P.53・54 第4章 基本目標 1 1 住民主体の地域課題の解決力強化と見守り活動の充実 重点的な取組「地域福祉活動への参加促進」等に記載】
15	P.15、48・49、55・56	第4章 基本目標 1 1 住民主体の地域課題の解決力強化と見守り活動の充実	地域課題の解決に取り組む意識づくりが必要とあるが、その主な取組が「地域づくり等にかかる広報周知」や「計画策定過程への住民等の参加促進」では意識づくりにつながらないのではないかと。 地域のことに関心が向く、地域の課題などに気づくことのできる仕組み・仕掛けを打ち出していきたい。	本計画では、地域全体で地域の課題解決に取り組むために、「気にかける・つながる・支え合う地域づくり」を基本目標に掲げ、施策の方向性として「住民主体の地域課題の解決力強化と見守り活動の充実」を挙げ、その達成のために「地域福祉活動への参加促進」「地域における見守りネットワークの強化」を重点的な取組として、施策・取組をすすめてまいりたいと考えております。 いただいたご意見につきましては、今後の取組を進めていくうえで参考とさせていただきます。

項番	計画素案の関連頁	関連項目等	ご意見の要旨	ご意見に対する本市の考え方
16	P.14、19、49、73～75	第4章 基本目標1 1(1) 地域での支え合い、助け合いの意識づくり 第4章 基本目標2 1(1) 複合的な課題等を抱えた人や世帯への支援	基本目標1「住民主体の地域課題の解決力強化と見守り活動の充実」で、「ヤングケアラー状態の子ども・青少年」を発見するためには学校(教育関係)との連携が必要不可欠であるが、何ら触れられていない。	本市においては、子どもたちが多くの時間を過ごす学校において、ヤングケアラーを含め支援が必要な子どもを発見し、その子どもや世帯全体を教育分野と保健福祉分野との連携により適切な支援につなぐしくみである「大阪市子どもサポートネット」を進めており、基本目標2「1相談支援体制の充実」としてP.73～75に具体的な内容を記載しております。
17	P.16、50・51、133・134	第4章 基本目標1 1(2) 地域福祉活動への参加の促進	共同募金について、行政の関わりが低下しているように感じる。地域や社協任せにせず、市役所・区役所全体で積極的に取り組んでほしい。	「赤い羽根」をシンボルとした共同募金については、社会福祉法において「地域福祉計画」「社会福祉協議会」と並んで、「共同募金」が地域福祉の推進の中に規定されていることから、本市においても、市域全体の寄付文化を醸成していくことは重要と考えております。 本市では毎年、大阪府共同募金会と連携し、広報紙等を通じて赤い羽根共同募金の広報活動を行うとともに、本庁舎や区役所等で募金箱を設置するなど、広く市民に募金への協力の呼びかけを行っているところです。 今後も共同募金会と連携し、広報周知や募金への協力の取組を進めてまいります。
18	P.50・51、118	第4章 基本目標1 1(2) 地域福祉活動への参加の促進	地域福祉活動への関心があっても、ボランティアへの参加はハードルは高いと思われる。 「ながら見守り」「寄付」など日常生活の延長線上の取り組みを奨励し、意識せずボランティアなどの「助け合い」に参加できるような仕組みを打ち出していただきたい。	本市の実施した地域福祉実態調査によれば、「地域福祉活動に参加しなかった理由」は、「時間がないから」「参加するきっかけがないから」「参加の仕方がわからないから」が上位となっています。【P.118に記載】 ご意見のとおり、「ながら見守り」や地域福祉活動への寄付など、さまざまな参加形態があることを積極的に情報発信することで、より多くの方がボランティア等に参画するきっかけを作ることが重要であると考えており、引き続き、各区の実情を踏まえた取組を進めてまいります。
19	P.62、129	第4章 基本目標1 1(2) 地域福祉活動への参加の促進	百歳体操に慣れてしまい、参加者が減少している。 ストレッチなど新たな動きを入れてDVDを撮り直して欲しい。 保健福祉の職員も地域へ積極的に勧めてもらいたい。	高齢者が身近な地域で参加できる住民主体の通いの場を充実させることは、介護予防を推進する上で重要であると考えております。 本市では、介護予防に資するいきいき百歳体操において、おもりや専門家の監修の下に作成したDVDの貸出、リハビリ専門職の会場への派遣等を行い、効果的な実施に取り組んでいるところです。 今後も、多くの方がいきいき百歳体操に参加いただけるように取組を進めてまいります。

項番	計画素案の関連頁	関連項目等	ご意見の要旨	ご意見に対する本市の考え方
20	P.52、54、92～95	第4章 基本目標 1 1(2) 地域福祉活動への参加の促進 第4章 基本目標 2 3(1) 福祉専門職の育成・確保	福祉教育について、車いす体験など身体障がいに関する内容が中心となっているが、発達障がいや精神障がいの学習なども深めていけるようにしてほしい。	本市においては、子どもの頃からの幅広い福祉に関わる体験等を通じて、身近な地域における福祉課題への気づきを育むとともに、福祉への理解促進や課題解決に向けた実践力を育む取組が重要と考え、中学校における福祉教育プログラムを実施しています。今後も、さまざまな違いを認め合い、地域の中で共に豊かに生活する心情を育めるよう、特定の分野に偏ることないプログラム実施の推進に努めて参ります。
21	P.56	第4章 基本目標 1 1(3) 住民が主体的に地域課題を把握し解決できる体制づくり	「民生委員・児童委員活動への支援」について、環境づくりだけでなく、人材不足を解消するような仕組みや報酬の増額などを打ち出していただきたい。	本市においては、民生委員・児童委員のなり手確保の取組として、研修や広報活動の実施により、安心して活動できるよう支援を行っています。また、活動の負担軽減がなり手不足の解消にもつながると考えられることから、国に対しての負担軽減等にかかる要望等も実施しています。 いただいたご意見につきましては、今後の取組を進めていくうえで参考とさせていただきます。
22	P.56	第4章 基本目標 1 1(3) 住民が主体的に地域課題を把握し解決できる体制づくり	「町会の活動を応援し、加入を促進していく取組を進めます」とあるが、具体的な取組が見えないので、そのための施策なども記述いただきたい。	本市では令和5年6月に区長会議で策定された「区政がめざす姿（令和5～8年度）」において、令和8年度末までに全区で町会加入率向上することをめざし、「町会加入促進戦略」を策定・断行するとしています。 いただいたご意見につきましては、今後の取組を進めていくうえで参考とさせていただきます。
23	P.56、65、130	第4章 基本目標 1 1(3) 住民が主体的に地域課題を把握し解決できる体制づくり	町会への加入者が減少している。実施行事などを転入者等へ周知していく必要がある。	転入者への周知の取組として、町会の活動紹介や加入呼びかけのチラシを同封している転入者パックをお渡ししている区役所もございますが、いただいたご意見につきましては、今後の取組を進めていくうえで参考とさせていただきます。
24	P.55・56、129	第4章 基本目標 1 1(3) 住民が主体的に地域課題を把握し解決できる体制づくり	ふれあい喫茶について、地域役員が特定の住民を疎外したケースがあった。地域活動協議会の助成金の対象となる取組なので、すべての住民を受け入れることが前提である旨を規定に追加してほしい。	地域活動協議会は、校区等地域を単位として、校区等地域の実情に応じた様々な分野において、広く住民全般を対象として市民活動を包括的に行うことを目的としています。 いただいたご意見につきましては、今後の取組を進めていくうえで参考とさせていただきます。

項番	計画素案の関連頁	関連項目等	ご意見の要旨	ご意見に対する本市の考え方
25	P.34・35	第4章 基本目標 1 1(3) 住民が主体的に地域課題を把握し解決できる体制づくり 第2章 3 各区の取組状況	地域活動協議会でも活発なところは地域課題の解決のために活動しているが、そうでない地域活動協議会も存在する。活動が停滞している地域にどのような課題があるのかを直視して「住民主体の地域課題の解決力」を強めるための支援が重要であり、さまざまな面で地域福祉活動を支える基盤強化が必要であるが、対応について示されていない。	本市では、福祉の取組の中心である区役所において、区地域福祉計画等を策定し、「ニア・イズ・ベター」（補完性・近接性の原理）の考え方のもと、区民ニーズと地域特性に基づく地域福祉を推進しております。 このような地域の実情に応じた取組を各区において一層進めることができるよう、本計画では市域で共通した取組等の基礎的な事項を内容としております。 いただいたご意見につきましては、今後の取組を進めていくうえで参考とさせていただきます。
26	P.58、67	第4章 基本目標 1 1(4) 専門職による地域福祉活動への支援と協働	「区社協・市社協による地域福祉活動への支援」は、市社協が地域福祉活動を支援しているようには読めない表現となっている。	いただいたご意見を踏まえ、「市社協が、地域福祉活動を支援しており、また併せて、区社協による支援をサポートしている」という内容が明確になるよう、該当部分【P.58（P.67に再掲）】の記載を改めます。
27	P.52、57・58	第4章 基本目標 1 1(4) 専門職による地域福祉活動への支援と協働	熊本市のように、小学校区に1人の専任の地域担当職員の配置が必要だと思う。	本市における地域支援については、各区の実情に応じた取組を推進しており、地域担当職員を置いている区もあります。 併せて、地域福祉活動支援については、地域福祉活動を支える専門職として、各区社会福祉協議会の「地域支援担当職員」等が、課題の共有や、地域福祉活動・ボランティア活動への支援等を行っています。 【P.57・58 第4章 基本目標 1 1 住民主体の地域課題の解決力強化と見守り活動の充実 「(4) 専門職による地域福祉活動への支援と協働」等に記載】
28	-	第4章 基本目標 1 2(2) 社会資源の活用・創出	各区の区民センターにおいて、調理室の貸出しの取扱いに差がある。全区統一の規定を作ってもらいたい。	各区の区民センター等の施設利用にかかる条件や減免等の取扱いについては、各区役所がその実情に応じてそれぞれ設定しており、設備や規模等の関係により貸出ができない場合も想定されます。詳細につきましては各施設あてお問合せください。 いただいたご意見につきましては、今後の取組を進めていくうえで参考とさせていただきます。
29	P.16、81、141	第4章 基本目標 2 2(1) 虐待防止の取組の推進	統計を見るとDV被害件数は増加している。身近な人の気づきで被害を止め、または未然に防ぐ取組が必要ではないか。	本計画では、すべての人の人格と個性を尊重しつつ自己実現、自己決定を支援することは、地域生活を支えるうえで非常に大切であるとし、「権利擁護支援体制の強化」に向けた取組について記載しているところです。【P.81 権利擁護支援体制の強化】 いただいたご意見を踏まえ、P.82 基本目標 2 「2 権利擁護支援体制の強化」の「主な取組」として、「配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護」について追記いたします。

項番	計画素案の関連頁	関連項目等	ご意見の要旨	ご意見に対する本市の考え方
30	P.56、86、90	第4章 基本目標2 2(2) 成年後見等の利用促進 第4章 基本目標1 1(3) 住民が主体的に地域課題を把握し解決できる体制づくり	消費者被害の未然防止活動に関する記述はあるが、いわゆる「消費者見守りネットワーク」の取組に関する記述がない。ぜひ明記していただきたい。【同意見が計10通】	本市においては「消費者安全確保地域協議会（見守りネットワーク）」を設置し、消費者センターと福祉部局をはじめ、大阪市社会福祉協議会や大阪府警察本部など他の機関との連携を進めております。 いただいたご意見を踏まえ、P.86 基本目標2「2 権利擁護支援体制の強化」の「主な取組」として追記いたします。
31	P.24、56、91	第4章 基本目標2 3 福祉人材の育成・確保 第4章 基本目標1 1(3) 住民が主体的に地域課題を把握し解決できる体制づくり	「福祉人材の確保」については、事業所等で働く専門職の人材確保のほか、民生委員・児童委員等の地域福祉を担う人材確保も必要ではないか。	本計画では、民生委員・児童委員をはじめ、地域生活を支える人材の確保については大変重要と考えており、P.24「大阪市の方針（相談支援体制の整備）」、P.56「主な取組（13 民生委員・児童委員活動への支援）」等に記載しているとおり、引き続き取組を進めてまいります。
32	P.98・99	第4章 第2 2 計画の指標	計画の指標に関して、住民主体の活動を評価する指標が必要ではないか。	「基本目標1 気にかける・つながる・支え合う地域づくり 1 住民主体の地域課題の解決力強化と見守り活動の充実」における指標は、地域福祉実態調査による市民の意識や地域福祉活動への支援などに関する数値の推移により、進捗状況を把握することとしており、「(5)地域における見守り活動の充実」については、地域において主体的に取り組まれている見守り活動を支援する取組を進める中で、その認知度を指標に設定しています。 また、住民の主体的な活動傾向に関する指標として、「(2)地域福祉活動への参加の促進」で「市社協・区社協におけるボランティア登録者数」を設けています。 いただいたご意見につきましては、今後の取組を進めていくうえで参考とさせていただきます。
33	P.98・99	第4章 第2 2 計画の指標	福祉教育についての指標は小学校教員に対するアンケートとなっているが、中学や高校等にも広げてはどうか。	本市では、子どもの頃から福祉への親しみや思いやりの心情を育むためには、小学生の頃からの取組を進めることが重要と考え、市内全域の小学校における取組を指標とさせていただいておりますが、いただいたご意見につきましては、今後の取組を進めていくうえで参考とさせていただきます。
34	P.98・99	第4章 第2 2 計画の指標	福祉サービスを利用する人や外国人、ヤングケアラー等の介護者の声を聴く仕組みをつくり、その声を計画指標にしてはどうか。	本計画は地域福祉全般を対象とすることから、福祉サービスの利用の有無等の属性に関わらず18歳以上のすべての市民を抽出対象とした「地域福祉にかかる実態調査(世論調査)」を主な指標としているところであります。 また、分野ごとに「障がい者等基礎調査(家族用調査票あり)」「高齢者実態調査(介護者調査あり)」「大阪市立中学校生徒を対象としたヤングケアラー実態調査」などを適宜実施しており、それぞれの施策に反映しております。

項番	計画素案の関連頁	関連項目等	ご意見の要旨	ご意見に対する本市の考え方
35	全体	計画全般	年の表記は、西暦にしてほしい。	本計画における年については、原則として法令等との突合も容易な和暦により表記していますが、国際的な事項を示す場合は西暦表記とする〔例：P.1「2015年9月の国連サミット」〕、長期的な事項を示す場合は西暦と併記する〔例：P.13「令和27年（2045年）」、P.18「令和22年（2040年）」〕等、必要に応じて表記を使い分けておりました。 いただいたご意見を踏まえ、事項に関わらず、原則として西暦と和暦を併記することとして修正いたします。
36	全体	計画全般	キャラクターやその名称、イラスト等は、多様性に配慮した、ジェンダーニュートラルなものを使用してほしい。	本計画に掲載しているイラストや図表のうち、各区や本市関連事業のキャラクターの多くにつきましては、作成元において公募等により決定されているものを使用しておりますが、いただいたご意見について、今後の取組の参考とするよう共有してまいります。 また、国資料等からの引用でないイラスト等についても、いただいたご意見を踏まえ見直してまいります。
37	-	その他提言・要望	朝鮮学校の子どもたちを幼児保育無償化の対象外とすることは差別である。	本市では国の子ども・子育て支援法に基づく地域子ども・子育て支援事業として、「大阪市多様な集団活動事業の利用支援事業」を実施し、朝鮮学校を含む一定の条件を満たす施設において、児童が多様な集団活動を利用した場合に、その利用料の一部を給付しております。